

平成24年度 第2回

地域包括支援分科会

資料 2

2 議事

(2) 拡大版包括ケア会議モデル事業について

拡大版包括ケア会議実施要領

1 目的

地域包括支援センターが、多職種連携の基で高齢者のひとり一人に適した相談対応を実施し、地域包括ケアを推進できるよう、拡大版包括ケア会議をモデル事業として開催する。

また、この事業は、厚生労働省の「平成24年度地域ケア多職種協働推進等事業」として実施する。

2 モデル事業の実施体制

モデル事業は、門司区及び小倉北区、八幡東区に所在する、地域包括支援センター及び統括支援センターで実施する。

事務局は保健福祉局いのちをつなぐネットワーク推進課とする。

3 方法

(1) 拡大版包括ケア会議の設置

拡大版包括ケア会議は、現在、区役所単位で開催している「包括ケア会議」の構成員に、厚生労働省の示す「地域ケア会議の主な構成員」を参考にし、他の職種を加えて設置する。

各区の構成員は別紙のとおり。

<参考：地域ケア会議の主な構成員>

医師、歯科医師、薬剤師、OT、PT、ST、ケアマネジャー、介護事業者、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、統括支援センター職員など

(2) 拡大版包括ケア会議で検討する事例の選定

ア 地域包括支援センターの職員（保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士）は、厚生労働省の示す「自立支援の視点がより必要な事例や、課題解決が困難な事例」を参考にし、事例を選定する。

<参考：自立支援の視点がより必要な事例>

介護予防の視点が必要なケース、リハビリの視点が必要なケース など

<参考：課題解決が困難な事例>

医療ニーズが高いケース、認知症の行動・心理症状が著しいケース、支援拒否、地域からの孤立ケース など

イ 地域包括支援センターの職員は、選定した事例本人又は委任者から、事業協力の同意を得た上で、事例の要介護認定情報やケアプラン等を、事務局に提出する。

(3) 拡大版包括ケア会議の開催

ア 拡大版包括ケア会議を開催し、地域包括支援センター職員が選出した事例に専門的視点を加味する。

イ 構成員は、拡大版包括ケア会議で提出された情報のみでは専門的見地の加味について十分判断できない場合など、必要時、対象事例を訪問し、専門的見地からアセスメント、課題分析を行い、ケア方針を検討する。

この場合、複数の構成員が同じ対象事例を訪問することもある。

(4) まとめ

会議等の実績や多職種の専門的視点についてまとめる。

4 スケジュール

— 平成 24 年 —

9 月 ○拡大版包括ケア会議の構成員の決定
○地域包括支援センター職員による事例の選定

10～11 月 ○拡大版包括ケア会議の開催～各区において 2 回～
(専門的視点の加味)

10～12 月 ○構成員による対象事例の訪問 (必要時の訪問)

12 月 ○拡大版包括ケア会議の開催～各区において 1 回～
(訪問による専門的見地を含めてのまとめ)

— 平成 25 年 —

1 月 ○まとめの作成

拡大版包括ケア会議の構成員

※網掛けは、包括ケア会議に新しく加わる構成員

敬省略

| 区 | 門司区 | | 小倉北区 | | 八幡東区 | |
|-------------|--------|---|--------|----------------------------|--------|--|
| 職種 | 氏名 | 所属 | 氏名 | 所属 | 氏名 | 所属 |
| 医師 | 安藤 文彦 | 北九州市門司医師会 (安藤内科・循環器科医院) | 加生 忠洋 | 小倉医師会 (医療法人加生医院) | 築城 健義 | 八幡医師会 (医療法人メイ 築城内科医院) |
| 精神科医師 | 葉石 正蔵 | 北九州市門司医師会 (医療法人はいしクリニック) | 門田 一法 | 小倉医師会精神科医会 (第一心療クリニック) | 小野 隆生 | 八幡医師会 (たつのおとしごクリニック) |
| 歯科医師 | 新田 洋司 | 門司歯科医師会 (にった歯科医院) | 藤崎 隆生 | 小倉歯科医師会 (医療法人藤崎歯科医院) | | |
| 薬剤師 | 本間 司郎 | 社団法人 門司薬剤師会 | 中原 照子 | 小倉薬剤師会 | 星野 正俊 | 八幡薬剤師会 株式会社 ほしの薬局 |
| OT | 吉田 みよ子 | 福岡県作業療法協会 (門司メデイカルセンター) | 吉野 実 | 福岡県作業療法協会 (新小倉病院) | 松藤 宗一郎 | 福岡県作業療法協会 (デイサービス ファイン) |
| MSW | 野口 美津江 | 社団法人日本海員掖済会門司病院 | 古本 祥枝 | 小倉記念病院 | 日高 幸一 | 済生会八幡総合病院 |
| ケアマネージャー | 柴 和子 | 門司区介護サービス事業者連絡会 (介護支援センターだんらん) | 篠原 直隆 | 小倉介護サービス事業者連絡会 | 増田 久子 | 八幡介護サービス事業者連絡会 (八幡医師会医療・福祉センター) |
| 訪問介護 | 吉村 彰洋 | 門司区介護サービス事業者連絡会 (門司区医師会ヘルパーステーションあんしん) | | | | |
| 介護施設職員 | 広瀬 智昭 | 日本赤十字社福岡県支部 特別養護老人ホーム 豊寿園 | 井上 崇 | 北九州ブロック介護老人保健施設協会 (伸寿苑) | 岩永 一彦 | 養護老人ホーム 西峰園 |
| | 明石 和信 | 医療法人碧水会 介護老人保健施設 光寿荘 | 宮崎 猛志 | 北九州高齢者福祉事業協会 (社福 薫会) | 永野 康恵 | 八幡介護サービス事業者連絡会 (ふらて会在宅支援センターショートステイふらて) |
| | 宮崎 宏幸 | 社会福祉法人 北九州市門司民生事業協会 養護老人ホーム 清風園 | | | | |
| 障害施設職員 | 西坂 七恵 | 北九州市障害者地域生活支援センター | | | | |
| 看護師 (訪問) | 高橋 貴子 | 門司区介護サービス事業者連絡会 (在宅ナースセンターはんずあい) | 加藤 ひとみ | 小倉医師会訪問看護ステーション | 廣重 啓子 | 済生会支援部福岡県済生会 訪問看護ステーション ひまわり |
| 弁護士 | 中藤 寛 | 福岡県弁護士会北九州部会 (開成法律事務所) | 窪田 弥生 | 福岡県弁護士会 北九州部会 (清和法律事務所) | 佐藤 哲也 | 福岡県弁護士会 北九州部会 (西日本法律事務所) |
| | 安元 隆治 | 福岡県弁護士会北九州部会 (ナリッジ共同法律事務所) | 日朝 宏之 | 福岡県弁護士会 北九州部会 (田中法律事務所) | 寺井 研一郎 | 福岡県弁護士会 北九州部会 (法テラス北九州法律事務所) |
| 警察官 | 末松 正男 | 門司警察署 生活安全課 | 山崎 欣也 | 福岡県警小倉北警察署 生活安全課 | | |
| 民生委員 | 大原 雅弘 | 門司区民生委員・児童委員協議会 | 岡田 尚子 | 小倉北区民生委員・児童委員協議会 | 財津 康男 | 八幡東区民生委員児童委員協議会 |
| 区社協 | 徳永 義信 | 社会福祉法人 北九州市門司区社会福祉協議会 | 藤本 信弘 | 小倉北社会福祉協議会 | 小森 隆昭 | 八幡東区社会福祉協議会 (高槻地区社会福祉協議会) |

3

拡大版包括ケア会議での事例検討の資料について

拡大版包括ケア会議で事例検討する場合の資料は、事例ごとの下記の資料とする。

<介護予防サービス・支援計画書の作成がある場合>

1 利用者基本情報

最新の情報を記載しているもの。

2 要介護認定に関する情報

最新の要介護認定に関する以下の内容。

- ①認定調査票
- ②主治医意見書

3 基本チェックリスト

最新の情報を記載しているもの。

4 介護予防サービス・支援計画書、介護予防サービス・支援評価表

最新の介護予防サービス・支援計画書、及び、前回がある場合は、その介護予防サービス・支援計画書と介護予防サービス・支援評価表。

<介護予防サービス・支援計画書の作成のない場合>

上記のうちの、1と3は同様とし、2はなし。また、4は「支援計画書」（別紙のとおり）をそれに代える。

支援計画書

～介護予防サービス・支援計画書の作成のない対象者用～

利用者 氏名

計画作成者 氏名

作成年月日 平成 年 月 日

| 項目 | 記載欄 |
|-------------------|-----|
| 相談までの経緯 | |
| 支援内容 | |
| 現状 | |
| 現在の課題 | |
| 今後の支援方針 及び支援内容 | |

老発0406第14号

平成24年4月6日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

平成24年度地域ケア多職種協働推進等事業の実施について

改正介護保険法の主要事項である「地域包括ケアシステム」の構築を全国の各地で実現するため、介護保険内外の公的サービスや地域住民等によるインフォーマルな活動等を有機的に連携・連結させ、包括的・継続的なサービス提供を支える地域包括支援センターのコーディネート機能を強化していく必要がある。

そのため、個々の高齢者の課題の把握・解決を推進する地域包括支援ネットワークの構築や、多職種の第三者的視点によるケアマネジャー等のケアマネジメント支援（自立支援に資するケアマネジメントの推進）の観点から、様々な専門職やインフォーマルサービスの担い手等により構成される多職種連携の場として「地域ケア会議」を実施することが、地域包括ケアシステムを構築する上で効果的である。

今般、地域包括支援センターにおいて「地域ケア会議」を開催する上で、専門的な人材不足等市町村単独での推進が困難な事項について都道府県等が広域的に支援する事業や、今日的な課題の解決に資する事業を特定の地域において先進的に取組むことにより、地域包括ケアシステムの構築を先導するための事業を実施することとし、別添のとおり実施要綱を定めたので、ご了知の上、貴管内市区町村（指定都市、中核市、広域連合を含む。）に周知するとともに、本事業の積極的な活用及び適切かつ円滑な実施にご協力願いたい。

なお、本通知は、平成24年4月1日から適用することとし、本通知の施行に伴い「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業の実施について」（平成23年3月30日老発0330第3号老健局長通知）は廃止する。

平成 24 年度地域ケア多職種協働推進等事業実施要綱

1 目的

地域包括ケアシステムの構築を推進するため、市町村等に設置されている地域包括支援センター等（以下「センター等」という。）の機能強化を推進する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、下記「3 事業内容」の（1）①については都道府県、指定都市、（1）②及び（2）については市町村（特別区並びに地方自治法第 284 条第 1 項の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）とする。ただし、各実施主体は事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できる関係団体等に委託することができる。

3 事業内容

（1）地域包括支援センター等機能強化事業

①地域ケア会議等活動支援事業

ア 広域支援員派遣事業

センター等で実施する「地域ケア会議」等の運営支援を担う「広域支援員」の委嘱、派遣を行う。具体的な支援の内容としては、

- ・ 会議の趣旨・目的の普及（「地域ケア会議」に関する勉強会の実施や実際の地域ケア会議への参加等による助言）
- ・ センター等の現状把握及び今後の方向性を定めるため、センターの業務評価方法に関する助言
- ・ 市町村区域を超えた広域的な連絡会議の開催
- ・ その他センターの活動支援に関する事業

を実施する。

本事業における「地域ケア会議」とは、「地域包括支援センターの設置運営について（平成 18 年厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長通知）に定める地域ケア会議であり、具体的には、個別ケースの支援内容の検討を通じ、

- i) 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築

- ii) 地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- iii) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握等を目的として設置される会議体のことをいう。

なお、広域支援員の要件は、地域包括ケア（特に地域ケア会議やセンター等の評価）に知見を有する者とするが、例えば厚生労働省で実施している「地域包括ケア推進指導者養成研修（中央研修）」の修了者等が想定される。

イ 専門職派遣事業

市町村単独では確保が困難な専門職を派遣し、包括的・継続的ケアマネジメント支援の観点から、地域ケア会議や事例検討会等における助言等を行う者を派遣する。確保する専門職としては、

- ・理学療法士、作業療法士等（リハビリテーション的視点からの助言）
- ・認知症介護指導者研修修了者等（認知症ケアの視点からの助言）
- ・管理栄養士等（栄養マネジメントの視点からの助言）
- ・保健所の保健師等（精神疾患への支援や地域づくりの視点からの助言）
- ・弁護士等（権利擁護に資する支援の視点からの助言）

などが想定されるが、地域の実情に応じ、多角的な専門職・専門家を派遣するものとする。

ウ その他広域的に支援する事業

単独の市町村等では解決できない課題等、広域的な観点から支援を行う事業を実施する。

②ワンストップ相談支援事業

高齢者、障害者、児童等、対象者を問わない包括的なワンストップ相談支援を実施するため、

- ・相談窓口の設置に係る初度設備の整備
- ・分野を問わない基礎的な知識獲得のためのセンター職員への研修
- ・多職種協働を行うための会議の開催
- ・地域へ出向いての出張ワンストップ相談の実施
- ・その他ワンストップ相談支援を実施するために必要な事業

を行う。

(2) 家族介護者総合支援事業

センター等において家族介護者への相談支援を強化するとともに、既存の社会資源を活用した家族介護者のレスパイト事業等下記に掲げる事業を総合的に実施し、事業の効果等を検証する。

① 企画・評価委員会の設置

有識者、介護サービス事業者、当事者、行政等からなる委員会を設置し、事業の企画、評価等を実施する。

② 相談支援の実施

地域における家族介護者のニーズを把握し、事業展開のための実態把握を行うとともに、潜在的ニーズに対応するため、例えば精神保健福祉士等の同行訪問によるアウトリーチの実施といった相談支援を行う。

③ 家族介護者への個別支援計画の策定

具体的な支援内容を盛り込んだ個別支援計画を、要介護者の居宅サービス計画等と連動させた上で作成する。

④ 介護技術支援

家族介護の実践の参考とするため、訪問介護員等の派遣による介護技術の伝授等を行う。

⑤ 就労継続支援

家族介護者の継続的な就労を支援するため、介護休暇制度の普及、ハローワークとの連携等を行う。

⑥ デイサービスを利用した宿泊等の緊急一時預かりの試行

緊急・短期間の宿泊等のニーズに対応するために、デイサービスを活用して宿泊等のサービスを提供する。事業の詳細については、別添2「「デイサービスを利用した宿泊等の緊急一時預かりの試行」事務取扱要領」を参照すること。

⑦ その他家族介護者支援に資する事業

地域の実情に応じて、家族介護者の支援に資する事業を行う。

なお、事業の検証結果について、厚生労働省に報告を行う。

4 事業実施上の留意点

本事業は、実施主体である都道府県等が、地域の実情（需要）に応じて事業を実施するものであることから、「3 事業内容」に掲げる各事業について、事業の対象地域の選定も含め、各実施主体の創意工夫により効果的・効率的に実施していくものとする。

また、（１）①、②及び（２）の各事業ごとに実施することが出来るが、（１）①の事業についてはアまたはイの事業のどちらかは必ず実施するものとし、（２）の事業については、基本的な事業として実施する①及び②の事業は必須とするものの、③～⑦の事業についてはいずれかを選択的に実施することも可能とする。

地域ケア会議の概念図

